

入会及び退会等に関する規則

(目的)

第1条 この規則は、一般社団法人東京都個人タクシー協会（以下「この法人」という。）定款第2章（会員）に定める規定に基づき、この法人の会員に関して必要な事項を定め、会員の地位の安定を図ることを目的とする。

(会員)

第2条 定款第6条に規定する会員は、関東運輸局より許可を受けた東京都内の個人タクシー事業者で構成された団体であって、この法人の目的並びに事業に賛同する次の団体とする。

(1) 正会員 団体を構成する個人タクシー事業者数が50人以上の団体

(2) 準会員 団体を構成する個人タクシー事業者数が50人未満の団体

2 前項第1号の正会員をもって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律上の社員とする。

(入会手続)

第3条 この法人の会員になろうとする団体は、入会申込書に、当該団体の定款及び登記事項証明書等を添付して、この法人に提出しなければならない。ただし、会長が必要と認めるときは、添付書類の一部又は全部を省略することができる。

2 この法人への入会の可否は、次に掲げる基準を基に理事会において決定する。

(1) 過去にこの法人の会員であった団体で、この法人の会員の資格を喪失してから3年以上経過していること。

(2) 入会申込書及び添付された関係書類等から、会員としてふさわしいと認められる第2条に規定する団体であること。

3 会長は、理事会において入会の可否を決定したときは、入会日を定めて入会決定通知書により、入会申込団体に通知しなければならない。

(会員名簿等)

第4条 入会団体は、会員名簿に登録する。

2 入会団体は、団体を構成する個人タクシー事業者名等の情報をこの法人に届け出なければならない。

3 前項に基づき届け出された個人タクシー事業者名等の情報については、その公開の可否及び公開の範囲について、本人の意向を十分尊重し、慎重に取り扱わなければならない。

(会費等)

第5条 会費等の金額及び納期並びに減免に関する扱いについては、総会の決議により定める会費等に関する規則によるものとする。

(退会)

第 6 条 会員は、退会届を提出して、任意に退会することができる。

2 前項の規定により会員が退会したときは、会員名簿の登録を抹消する。

3 定款第10条の規定により、退会以外の事由により会員の資格を喪失した場合については、前項と同様に会員名簿の登録を抹消する。

(再入会)

第 7 条 過去にこの法人の会員であった団体に再入会を希望する場合には、第 3 条の規定を準用する。ただし、退会の際未納の会費がある場合には、当該未納会費を納入しない限り、再入会は認めないものとする。

(移籍)

第 8 条 会員を構成する個人タクシー事業者が、所属する会員を移籍しようとする場合には、転出する会員及び転入する会員の承認を得るものとする。

(補則)

第 9 条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は会長が別に定める。

附 則

1 この規則の改廃は、総会において行う。

2 この規則は、一般社団法人東京都個人タクシー協会の設立の登記の日（平成26年5月1日）から施行する。